ロ　あなたの配偶者等（氏名　　）

財産債務の区分		種　類	所　在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

ハ　あなたが扶養している子（氏名　　）

財産債務の区分		種　類	所　在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

注１　申請日の属する年の前年分を対象として、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第６条の２第１項に規定する財産債務調書を作成し、同項の規定に基づき所得税の納税地の所轄税務署長に提出しているときは、当該財産債務調書（同法第５条第１項に規定する国外財産調書を作成し、同項の規定に基づき所轄税務署長に提出しているときは、当該財産債務調書及び当該国外財産調書）の写しを添付することをもって、上記項目の記載に代えることができます。

２　財産の価額は、質問票作成時における時価又は時価に準ずる見積価額により、債務の金額は、質問票作成時における現況に応じ、確実と認められる範囲の金額により記載してください。国外にある財産の価額が外国通貨で表示されるときは、質問票作成時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

３　「有価証券等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第17号に掲げる有価証券、同法第60条の２第１項に規定する匿名組合契約の出資の持分、同条第２項に規定する未決済信用取引等に係る権利又は同条第３項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

４　「その他の財産」には、一個又は一組の価額が10万円未満の動産は含みません。なお、その財産が家庭用動産で、その取得価額が100万円未満のものであるときは、その動産の質問票作成時における見積価額が10万円未満のものであるとして取り扱い、上記項目に記載する必要はありません。

５　「その他の債務」には、一個の債務の額が10万円未満のものは含みません。

別記第十一号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第四項、第十九条第四項、第二十条第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百十五条第三項（第百十八条第二項において準用する場合及びこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第四項、第百三十一条第四項、第百三十二条第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第四項、第百六十一条第四項、第百六十二条第四項、第百七十条第四項、第百七十一条第四項、第百七十二条第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

同　意　書

私は、カジノ管理委員会による特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第229条第１項各号に掲げる調査に関し、下記の事項について同意します。

なお、この同意には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第１項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する「本人の同意」を含みます。

記

１　当該調査に必要なあらゆる情報を提供するなど、全面的に協力すること。

２　カジノ管理委員会が当該調査に必要であると認める場合には、私の個人情報をカジノ管理委員会が必要と認める者に提供すること。

３　カジノ管理委員会が当該調査を実施するために必要があると認める場合には、私の個人情報を保有する者が私の個人情報をカジノ管理委員会に提供すること。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。